

KC's NEWS 読者の皆様へ ご意見をお聞かせください。

KC'sでは、2023年度の事業計画の案として、広報・出版物のデジタル化によって、より効果的な広報を実現することを検討しています。KC's NEWSに関しては、2023年度下期より以下のように具体化したいと考えています。

1. KC'sで取り組んだ活動の情報は、基本的に全てKC'sウェブサイトに掲載し、「いつでも」「誰でも」、検索すれば的確な情報が得られるようにします。
2. KC'sNEWSについては、ウェブサイト記事を編集し、PDF版として現行どおり隔月で作成し、ウェブサイトですべて見られるように提供します。
3. 希望される方には、KC'sNEWSのPDF版を印刷した「紙版」を現行どおり送付させていただきますことを検討します。

以上のように考えていますが、今後のKC'sNEWSの取扱いについてのご意見、あるいは「紙版」のKC'sNEWSへのご希望についてお伺いしたいと思います。

ご意見は、QRコードのオンライン回答フォームでお送りください。又は、下記のアンケート項目についてFAXや、Eメールでご回答いただいても結構です。どうぞよろしくお願いいたします。

○締切 6月10日(土)

【オンライン回答フォーム・QRコード】
 【FAX】 06-6945-0730
 【Eメール】 info@kc-s.or.jp



KC's NEWS ご意見アンケート項目

- ① お名前 () ※この項目は回答任意です。
- ② 所属等についてお答えください。
 - 1 KC's個人正会員
 - 2 KC's個人賛助会員
 - 3 KC's団体正会員
 - 4 KC's団体賛助会員
 - 5 その他 ()
- ③ 「紙版」のKC'sNEWSの送付を希望されますか。ご自身の希望をお教えてください。
 - 1 ウェブサイトで提供されるPDF版のKC's NEWSが見れるなら不要
 - 2 「紙版」のKC'sNEWSを送付してほしい
- ④ 「2023年度下期からのKC'sNEWSの取扱い」についてご意見があればご記入ください。
 []
- ⑤ その他、KC'sの運営についてご意見があればご記入ください。
 []

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体)

KC's NEWS

発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室
 TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP: http://www.kc-s.or.jp/

No.101
2023.5.26

イベント事業者(株)スターリーナイトカンパニーに対し、中止されたイベントについて債務不履行に基づくチケット代金の返金を求める被害回復訴訟を提起しました。

2023年4月5日消費者支援機構関西(以下「KC's」といいます。)は、「(株)スターリーナイトカンパニー(以下「同社」といいます。)(兵庫県神戸市中央区)に対する共通義務確認訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。当団体としては初めて、全国では5件目の共通義務確認訴訟となります。

同社は、2021年12月17日から19日の3日間、大阪市・住之江公園の球技広場・野球場において「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツリー～2021」とのイベントを開催することになっていましたが、12月17日及び19日のイベントは天候不良を理由に中止しました。

同社は、中止に伴う返金対応を行わず、チケット規約を根拠として返金を一切拒否しています。そのため、各地の消費生活センターに対して複数の苦情・相談が寄せられました。

そこでKC'sでは、2022年5月16日付けで「お問合せ」を送付し、中止の理由や消費者に対する返金予定の有無を問い合わせましたが、同社からの回答はなく、回答督促の連絡にも一切答えませんでした。

KC'sとしては、同社には、当該中止イベントについて、債務不履行に基づく損害賠償義務、及び不当利得返還義務が生じると判断し、チケット代金の自発的な返金対応をするよう、9月2日付け「申入書」を送りました。同時に、同社が

返金対応を行わず、消費者被害が回復されない判断される時には、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を提起する場合もあると警告しましたが、同社は一切回答をしませんでした。

こうした経過の下、KC'sは消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を提起すべきと判断しました。



1. 請求の概要

同社は、当該中止イベントについて、中止するほどの悪天候ではなく実施ができたのにしなかった点は消費者に対する債務不履行であり、同社は消費者に対し損害賠償をすべきであること、また仮に天候不良による中止がやむを得なかったとしても一切返金しないというチケット規約は消費者契約法10条に違反しており、その規約が無効となる結果、チケット代金分の不当利得があり、その利得は消費者に返金すべきであることから、同社にチケット代金の返金義務を負うことを確認する訴訟です。

2. 請求の趣旨

- (1) 対象者：2021年12月17日及び19日を開催日とする「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツリー～2021」のチケットについて売買契約を締結し、売買代金を支払った消費者
 - (2) 同社に対象消費者のチケット代金並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の支払義務があることの確認
 - (3) 同社に年3分の割合による遅延損害金の支払い義務があることの確認
- 詳細はQRコードで検索ください。⇒



～～～ 被害回復訴訟とは～～～

多数の消費者に共通して起きた財産的被害について特定適格消費者団体が訴訟を通じて集団的な被害の回復を求める制度です。

詳細は消費者庁のページをご覧ください。⇒

2022年度ひょうご消費者セミナーを開催しました。

毎年、ひょうご消費者ネット・兵庫県生協連・コープこうべ・KC'sの共催で開催してきました「ひょうご消費者セミナー」は、3月9日に「身につけたい！広告を見るチカラ」をテーマとして、Zoomを使用したオンラインにて開催しました。参加者は57名（講師・事務局を含む）でした。

冒頭、生活協同組合コープこうべの若生留美子理事から開会挨拶を行い、ひょうご消費者ネットとKC'sからの活動紹介を行いました。このセミナーでは、消費に関するトラブルを防ぎ、また被害者の救済に向けた活動を行っている「適格消費者団体」を知ってもらうことを目的のひとつとして開催しています。

そして、講師としてお招きした武田典子氏（公益社団法人 日本広告審査機構《JARO》関西事務所）から、日常生活の様々な場面で目にする「広告」に潜む、情報誤認のリスクに気づくためのポイントについて、消費者被害事例も交えて講演をいただきました。

【講演の概要】

JAROは1974年に広告・表示に関する民間の自主規制機関として設立されました。消費者に誤解を招くような広告をなくし、消費者の意見を起点に、広告・表示の適正化のために活動している団体です。

広告は、消費者にとっては商品・サービスに関する情報、企業にとっては販売促進の手段であり、生産と消費を結びつける役割を担って

います。消費者は、広告の情報を読み解き、活用する能力「メディアリテラシー」を持つことが求められています。広告を規制する法律は、景品表示法、医薬品医療機器等法、特定商取引法があります。

特徴的な広告表示の注意点として

- ① 広告には、「強調表示（メリット表示）」と「打消し表示（デメリット表示）」があります。メリットは大きく、デメリットは小さい表記になっていることもあり、注意が必要です。
- ② お試しのつもりで申し込むと「定期購入」契約をしてしまうケースがあります。画面の目立つ広告・表示のみを見て、安易に「購入ボタン」をクリックしないようにしましょう。
- ③ 「No.1」広告があったとしても、根拠が明示されているのか、確認が必要です。

以上3点が紹介されました。

昨今の広告・表示は、情報量が多く、契約・購入前の確認が大切です。広告をよく理解して、有効活用しましょう。



2023年度 KC's 通常総会・記念シンポジウムのご案内

今年度の通常総会及び総会記念シンポジウムは、会場への実参加を中心としますが、希望される方には、Web会議システムでも視聴いただけるよう、検討しています。書面による正式な開催案内は総会議案書と合わせ、6月初旬に発送を予定しています。

- 1. 日時：
2023年6月24日（土）
13：30～16：30

- 2. 場所：
エル・おおさか
南館5階 南ホール



- 3. 総会議題：
 - <第1号議案> 2022年度事業報告承認の件
 - <第2号議案> 2022年度決算承認の件
 - <第3号議案> 役員選挙の件
 - <第4号議案> 定款変更の件
 - <報告事項1> 2023年度事業計画の件
 - <報告事項2> 2023年度活動予算の件
- 4. タイムスケジュール（予定）：
 - 13：30～14：20 通常総会
 - 14：20～14：40 休憩・臨時理事会
 - 14：40～14：50 新役員体制・退任理事ご紹介
 - 14：50～16：30 総会記念シンポジウム

■総会記念シンポジウム

「フォーシーズ差止請求裁判の意義をくらしから考える（仮）」

6年にわたった家賃債務保証会社フォーシーズに対する差止請求訴訟は2022年12月12日に最高裁において逆転勝訴で結審しました。

訴訟の争点を振り返りながら、居住用賃貸借契約や保証問題を取り巻く現状と、適格消費者団体の取組や最高裁で認められたことの意義などを改めて理解し、私たち消費者がどういかにしていけるのかなど、パネルディスカッションを交えながら皆さんと考え合います。



詳細はQRコードで検索ください。⇒

差止裁判・申入れ活動について

■(株)ハハハラボに対して「再申入書」をお送りしました。

KC'sは、(株)ハハハラボが通信販売サイトで販売する「JOMOTANI個トクトクコース」の広告表記について、2022年3月1日に送付した「お問合せ」に対する同社の回答書一式を検討した結果、同社の広告画面及び購入時の最終確認画面には特定商取引法上の問題があるとの判断に至り、差止めを求める「申入書」及び消費者団体としての任意の要請である「要請書」を同年9月1日付で送付しました。それに対して、同社から2022年11月29日付け「回答書」を受領しました。



「回答書」では、当団体から申入れを行った表示の削除と、要請を行った表示の修正が明記されていましたが、同社のウェブサイトを確認したところ、消費者の誤認を発生させない改善には至っていないと判断して、景品表示法第30条第1項第2号に定める有利誤認表示に該当するとして、「再申入書」を送付しました。



詳細はQRコードで検索ください。⇒

■(株)希乃屋に対して「再お問合せ」を送付しました。

KC'sは、(株)希乃屋（以下「同社」という。）が通信販売サイトで販売する「希乃屋エアカラーフォーム」という名称の染毛剤の広告表記について差止めを求める「申入書」と同社に対する質問及び情報提供を求める「お問合せ」を

【企画内容】

- ・フォーシーズ裁判報告
弁護団 増田 尚 弁護士
- ・パネルディスカッション
コーディネーター 坂東 俊矢 KC's常任理事
パネリスト フォーシーズ訴訟弁護団
増田 尚 弁護士
パネリスト
全国追い出し屋対策会議事務局長
堀 泰夫 司法書士

【参加形態】 会場参加及び Web参加

【参加費】 無料

お問合せ：KC's事務局 電話 06-6920-2911

2022年9月1日付けで送付しました。それに対して、同社から2022年10月3日付け「回答書」を受領しました。

回答書では、同社から「既に広告出稿を止めており、2022年9月21日付けで販売URLの非表示といたしました。」とありました。当団体は、契約継続中の顧客に対する自社サイトからの販売も中止したのか、また、その販売が継続している場合の休止又は解約方法について改めて問い合わせることとして、2023年3月30日に「再お問合せ案を送付しました。」



詳細はQRコードで検索ください。⇒

■USJのチケット利用規約のキャンセル・販売条項の差止めを求めた第19回裁判が行われました。

合同会社ユー・エス・ジェイの運営するユニバーサル・スタジオ・ジャパンの「WEBチケットストア利用規約」の契約条項には、消費者契約法に反し不当と思われる点があり、当該条項の修正・削除などを求めた差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第19回期日（裁判）が4月19日（水）に行われました。

次回期日は2023年7月21日（金）開催、一審の判決が言い渡されます。詳細はQRコードで検索ください。⇒

